

鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則の制定について

1 規則の新設理由

鳥取県防災・危機管理対策交付金（市町村が実施する防災及び危機管理対策を支援するため、県が市町村に対して交付する交付金をいう。以下「本交付金」という。）に関し必要な事項を定める。

2 規則の概要

(1) 目的	この規則は、本交付金に関し必要な事項を定めることにより、市町村の防災及び危機管理体制の充実に資することを目的とする。
(2) 交付金の対象	<p>ア 知事は、(1)の目的を達成するため、県内市町村が実施する次の事業（本交付金以外の補助金等使途が特定された財源が充当される事業を除く。以下「対象事業」という。）に対し、予算の範囲内で本交付金を交付する。</p> <p>(ア) 災害時に孤立するおそれのある集落の通信確保に関する事業</p> <p>(イ) 消防団の活動の活性化に関する事業</p> <p>(ウ) 自主防災組織の活動の活性化に関する事業</p> <p>イ 本交付金の対象となる経費は、対象事業に要する経費（次の経費を除く。以下「対象経費」という。）とする。</p> <p>(ア) その年度内に完了しない事業に要する経費（その年度内に支出する経費を除く。）</p> <p>(イ) 人件費（女性の消防団員、機能別分団の消防団員等に係る報酬等を除く。）</p> <p>(ウ) 消防団員（女性の消防団員及び機能別分団の消防団員を除く。）の出動手当</p>
(3) 交付金の額	<p>各市町村に交付する本交付金の額は、次のア又はイのいずれか低い額とする。ただし、アの額がイの額を超える市町村にあつては、イの額に各市町村における対象経費の額等を勘案した額を加えた額とする。</p> <p>ア 対象経費の額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>イ その年度の1月1日における次の数に、それぞれ知事が別に定める金額を乗じて得た額を合算した額</p> <p>(ア) 住民に貸与している衛星携帯電話の数</p> <p>(イ) 消防団員（女性の消防団員については、2を乗じるものとする。）の数</p> <p>(ウ) 自主防災組織に加入する世帯の数</p>
(4) 交付申請	本交付金の交付を受けようとする市町村長は、その年度の1月末日までに、申請書を知事に提出しなければならない。
(5) 交付額の決定	知事は、(4)の申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、本交付金の交付額の決定をし、市町村に対して本交付金を交付する。
(6) 実績報告	本交付金の交付を受けた市町村長は、報告書を知事に提出しなければならない。
(7) 審査及び検査	<p>ア 知事は、(6)の報告があつたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査その他の検査を行う。</p> <p>イ アの検査の結果、本交付金の額が、交付すべき本交付金の額を超過し、又は不足していることが判明したときは、当該超過額又は不足額を、翌年度の本交付金の交付額から減じ、又は加えるものとする。</p>
(8) 準用	本交付金に関しては、鳥取県補助金等交付規則の一部の規定を準用する。
(9) 施行期日	施行期日は、平成21年4月1日とする。

鳥取県人権相談窓口の運営に関する規則の制定について

1 規則の新設理由

鳥取県人権尊重の社会づくり条例（以下「条例」という。）の一部が改正され、人権相談窓口が設置されることに伴い、人権相談窓口の運営に関し必要な事項を定める。

## 2 規則の概要

(1) 趣旨	人権相談窓口の運営に関し必要な事項を定める。												
(2) 名称、設置場所及び所掌機関	<p>条例の規定により設置された人権相談窓口の名称、設置場所及び所掌機関は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>設置場所</th> <th>所掌機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本庁相談窓口</td> <td>鳥取市</td> <td>総務部人権局</td> </tr> <tr> <td>中部相談窓口</td> <td>倉吉市</td> <td>中部総合事務所県民局及び総務部人権局</td> </tr> <tr> <td>西部相談窓口</td> <td>米子市</td> <td>西部総合事務所県民局及び総務部人権局</td> </tr> </tbody> </table>	名称	設置場所	所掌機関	本庁相談窓口	鳥取市	総務部人権局	中部相談窓口	倉吉市	中部総合事務所県民局及び総務部人権局	西部相談窓口	米子市	西部総合事務所県民局及び総務部人権局
名称	設置場所	所掌機関											
本庁相談窓口	鳥取市	総務部人権局											
中部相談窓口	倉吉市	中部総合事務所県民局及び総務部人権局											
西部相談窓口	米子市	西部総合事務所県民局及び総務部人権局											
(3) 人権相談窓口が行う支援	<p>ア 人権相談窓口は、専門的知見を活用しながら相談に係る当事者の相互理解と自主的な取組による解決を促進するため、必要に応じて相談者への助言及び情報提供等必要な支援を行う。</p> <p>イ 人権相談窓口は、紹介によって相談者が関係機関へ相談等をした後においても、人権相談窓口において必要に応じて助言等をし、継続して相談者を支援する。</p> <p>ウ 県の機関は、アの支援のうち連携を要するもの（以下「連携支援」という。）について人権相談窓口から協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、その求めに応じなければならない。</p> <p>エ 人権相談窓口は、県の機関以外のものに対し、連携支援について必要に応じて協力を求める。</p>												
(4) 相談員	<p>ア (3)の支援を行うため、人権相談窓口に、相談員を配置する。</p> <p>イ 相談員は、相談業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。</p>												
(5) 専門相談員	<p>ア 知事は、人権相談窓口において相談者に対し専門的知見に基づく支援を行うため、人権問題に関する専門的な識見を有し、かつ、人権侵害を受けた者を十分に理解した上で適正な判断を行うことができると認められる者のうちから専門相談員を委嘱する。</p> <p>イ 専門相談員は、専門的知見、行政機関とは異なる立場からの意見等を必要とする場合において、相談員からの依頼に応じて相談者又は相談員に対する助言等の支援を行う。</p> <p>ウ 専門相談員は、相談業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その委嘱が終了した後も同様とする。</p>												
(6) 相談内容の記録	人権相談窓口は、相談者から受けた相談の内容、当該相談に対する対応状況等を記録し、及び適切に管理する。												
(7) 支援に当たっての人権に対する配慮	人権相談窓口は、支援を行うに当たり、相談者をはじめすべての者の人権に十分配慮しなければならない。												
(8) 対応状況等の公表	人権相談窓口は、その受け付けた相談の件数、相談に対する対応状況等について、毎年度1回、インターネットの利用その他の方法により公表する。												
(9) 施行期日等	<p>ア 施行期日は、平成21年4月1日とする。</p> <p>イ 鳥取県人権尊重の社会づくり協議会規則について、所要の規定の整備を行う。</p>												

1 規則の新設理由

この規則は、鳥取県大規模集客施設立地誘導条例（平成21年鳥取県条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

2 規則の概要

- (1) 集客建築物（劇場、映画館、演芸場、観覧場、店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、勝舟投票券発売所又は場内車券売場の用に供される建築物（その一部が他の用途に供されるものを含む。）をいう。以下同じ。）以外の建築物であって、それらと一体的に運営される可能性があるものとして、集客施設を構成するものとされる建築物を定める。
- (2) 既存の大規模集客施設を増築し又は改築する場合において、設置届が必要となる当該増築等の規模又は内容は、総床面積の2割を超える増加を伴うもの又は当該増築等に係る部分の用途を集客建築物から他の集客建築物に若しくは(1)の建築物から集客建築物に変更するものとする。
- (3) 設置届に関する事項
  - ア 設置届について、届出書の様式等を定める。
  - イ 予定集客数の届出が不要な増築等の規模及び内容を定める。
- (4) 住民説明会の開催の公表その他の設置届出者が行う公表の方法を定める。
- (5) 住民説明会の開催結果の報告その他の設置届出者が知事に対して行う報告の様式を定める。
- (6) 届出施設の設置についての関係住民が知事に対して行う意見陳述の様式を定める。
- (7) 重要な変更に関する事項
  - ア 住民説明会の開催その他の条例で定める手続が必要となる設置届出事項の重要な変更は、敷地の所在地のすべてを変更するもの及び総床面積の2割を超える増加を伴うものとする。
  - イ 重要変更届出の様式を定める。
- (8) 届出施設の設置に係る知事意見への異議の申出の様式を定める。
- (9) 軽微な変更に関する事項
  - ア 知事への届出が不要な設置届出事項の軽微な変更を定める。
  - イ 設置届出事項の変更（(7)の重要な変更及びアの軽微な変更を除く。）及び届出施設の設置を中止した場合における知事への届出の様式を定める。
- (10) 地域貢献活動の認証申請の手続、申請様式及び実施結果の報告の様式を定める。
- (11) 立入検査を行う職員の身分証明書の様式を定める。
- (12) 主要交差点における集客時飽和度の算定方法を定める。
- (13) 施行期日は、平成21年4月1日とする。

日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例施行規則の新設について

1 規則の新設理由

日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例（以下「条例」という。）の施行に伴い、鳥取砂丘レンジャーの設置その他条例の施行に関し必要な事項を定める。

2 規則の概要

(1) 趣旨	この規則は、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
(2) 鳥取砂丘レンジャーの設置	鳥取砂丘の保全と再生に関する砂丘利用者への説明、指導監督等に関する事務を処理させるため、鳥取砂丘レンジャーを置く。
(3) 事務の委任	ア 知事は、鳥取砂丘レンジャーに次に掲げる事務を委任する。 (ア) 条例第11条第1項の規定による指示 (イ) 条例第14条の規定による処分 (ウ) 前号の処分に係る鳥取県会計規則第15条第1項の規定に基づく口頭による納入の通知（当該処分後、現金を直接収納するものに限る。）

	イ 知事は、アの事務について、特に必要があると認めるときは、自ら当該事務を処理し、又はその職員をして処理させることができる。
(4) 中止等の指示及び原状回復命令	禁止行為の中止若しくは原状回復の指示又は原状回復の命令は、書面を交付することにより行うものとし、当該書面の様式を定める。
(5) 職員の身分証明書	鳥取砂丘レンジャーが携帯し、提示しなければならない身分証明書の様式を定める。
(6) 過料の処分	過料の処分又はこれに伴う弁明の機会の付与は、書面を交付することにより行うものとし、当該書面の様式を定める。
(7) 施行期日	施行期日は、平成21年4月1日とする。

#### 鳥取県立とっとり花回廊管理規則の新設について

##### 1 規則の新設理由

- (1) 平成18年4月1日に鳥取県立とっとり花回廊（以下「とっとり花回廊」という。）に指定管理者制度を導入した際、鳥取県立とっとり花回廊の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）の委任を受けてとっとり花回廊の管理に関する事項を定めていた鳥取県立とっとり花回廊管理規則（以下「規則」という。）は、その時点では特に定める事項がなかったため廃止した。
- (2) その後、指定管理者がとっとり花回廊の利用及び管理に関する規程を定めるに当たり、条例で禁止されていない園内での寄附の勧誘、署名活動及び物品の販売の行為について園長の許可制とするなど、条例等に根拠を有しない行為制限を行っていた。
- (3) このような状況を改め、指定管理者がとっとり花回廊の管理・運営をより適切に行えるよう、とっとり花回廊を利用する際の行為の制限、施設設備を損傷したときの届出等に関する事項を条例の委任を受けた規則で定める。

##### 2 規則の概要

(1) 目的	とっとり花回廊の管理に関し必要な事項を定める。
(2) 施設設備の損傷等の届出	とっとり花回廊の施設設備又は展示物を滅失し、損傷し、又は汚損した者は直ちにその旨を指定管理者に届け出て、その指示を受けなければならないと規定する。
(3) 行為の制限等	とっとり花回廊においては、指定管理者の承認を得た場合を除き、次の行為をしてはならない。 ア 寄附の勧誘の行為又は署名活動を行うこと。 イ 物品の販売を行うこと。
(4) 委任	規則に定めるもののほか、とっとり花回廊の管理に必要な事項は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第8条に規定する協定で定めるところにより、指定管理者が定める。
(5) 施行期日	施行期日は、公布日とする。

#### 鳥取県しっかり守る農林基盤交付金交付規則の新設について

##### 1 規則の新設理由

- しっかり守る農林基盤交付金（市町村が実施する県内の農林業生産基盤の整備及び補修並びに放置ため池、山腹水路等の防災措置を支援するため、県が市町村に対して交付する交付金をいう。以下「本交付金」という。）に関し必要な事項を定める。

##### 2 規則の概要

(1) 目的	この規則は、本交付金に関し必要な事項を定めることにより、市町村の農林業及び農山村の振興に資することを目的とする。
--------	--

(2) 交付金の対象	<p>ア 知事は、(1)の目的を達成するため、県内市町村が実施する次の事業（一部の事業を除く。以下「対象事業」という。）に対し、予算の範囲内で本交付金を交付する。</p> <p>(ア) 農業生産基盤の新設、改良及び補修に係る事業</p> <p>(イ) 林道及び作業道の新設、改良及び補修に係る事業</p> <p>(ウ) 放置されたため池及び山腹水路等の防災措置に係る事業</p> <p>イ 本交付金の対象となる経費は、一部の経費を除き、対象事業に要する経費とする。</p>
(3) 交付金の額	各市町村に交付する本交付金の額は、最低保証額と調整交付額の合計額とし、それぞれ対象経費の額に2分の1を乗じて得た額以内とする。
(4) 最低保証額	<p>最低保証額の総額は、次のいずれか低い額とする。</p> <p>(ア) 予算で定める本交付金の総額に10分の8を乗じて得た額</p> <p>(イ) 年度事業実施予定調書に記載された各市町村の県交付金要望額の合計額</p>
(5) 調整交付額	<p>ア 個別最低保証額（各市町村の最低保証額をいう。）だけでは不足する市町村又は緊急を要する対象事業を行う市町村に対し、当該市町村の申請に基づき交付する調整交付額の総額は、本交付金の総額から最低保証額の総額を減じた額とする。</p> <p>イ 各市町村の調整交付額は、調整交付額の総額の範囲内で総合事務所長が決定する。</p>
(6) 年度事業実施予定調書	本交付金の交付を受けようとする市町村長は、年度事業実施予定調書を総合事務所長に提出しなければならない。
(7) 交付申請	本交付金の交付を受けようとする市町村長は、申請書を総合事務所長に提出しなければならない。
(8) 交付決定	総合事務所長は、(7)の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、本交付金を交付すべきものと認めるときは、本交付金の交付額の決定（以下「交付決定」という。）をする。
(9) 交付決定の変更	交付決定を受けた市町村長（以下「交付決定市町村長」という。）は、当該決定に係る本交付金の交付額を超えない範囲内において、対象事業の内容等を変更できる。
(10) 対象事業の着手	本交付金の交付を受けようとする市町村長は、交付決定を受けずに、その年度の初日から最低保証額に係る対象事業に着手することができる。
(11) 最低保証額の概算払	総合事務所長は、交付決定市町村長の請求に対し、交付決定の額に2分の1を乗じて得た額を上限として、12月末日の個別最低保証額に係る対象事業の予定出来高に応じ、概算払の方法で本交付金を支払う。
(12) 実績報告等	交付決定市町村長は、実績報告書を提出し、総合事務所長は、その内容を審査の上、本交付金の額を確定する。
(13) 本交付金の精算払	総合事務所長は、交付決定市町村長の請求に基づき、(12)の額から(11)の概算払の額を差し引いた額を支払うものとする。
(14) その他	上記のほか、財産の処分の制限、収益納付、書類の保存等について定める。
(15) 施行期日等	<p>ア この規則は、平成21年4月1日から施行する。</p> <p>イ 所要の経過措置を講ずる。</p>

#### 鳥取県出納局設置規則の全部改正について

##### 1 規則の改正理由

出納局及び総務部庶務集中局を会計局及び庶務集中局に統合再編し、会計に関する出納長の権限に属する事務及び知事の権限に属する事務の一部を処理させることにより、会計組織の合理化及び明確化並びに会計事務の適正化及び効率化を図る。

##### 2 規則の概要

- (1) 題名を鳥取県会計局及び庶務集中局設置規則に改める。
- (2) 出納長の権限に属する事務及び知事の権限に属する事務の一部を処理させるため会計局及び庶務集中局

を置く。

- (3) 次の表の左欄に掲げる局に、同表の中欄に掲げる課を置き、課に内部組織として同表の右欄に掲げる担当等を置く。

局	課	内部組織
会計局	会計指導課	指導・会計管理担当 電算担当 資金運用・国費担当
	審査出納課	審査出納担当
庶務集中局	集中業務課	集中化業務担当
		物品・契約室 物品調達担当 契約担当

- (4) 各局各課の所掌事務を定める。  
(5) 内部組織の所掌事務は、課の長が定めることとする。  
(6) 職制及び職務について必要な事項を定める。  
(7) 施行期日は、平成21年4月1日とする。

#### 鳥取県出納局等事務決裁規則の全部改正について

##### 1 規則の改正理由

県の行政組織の見直しにより、出納局及び総務部庶務集中局が廃止され、新たに会計局及び庶務集中局が設置されることに伴い、これらの組織における事務処理権限の区分等を定める。

##### 2 規則の概要

- (1) 題名を鳥取県会計局及び庶務集中局等事務決裁規則に改める。  
(2) 知事の権限に属する事務の委任等について定める。  
ア 知事は、会計局長及び庶務集中局長に対する外国旅行の旅行命令等の事務を出納長に委任し、出納長の決裁事項とする。  
イ 知事の決裁事項並びに会計局長等の専決事項、委任専決事項等を定める。  
(3) 出納長の権限に属する事務について、会計局長等の専決事項、委任専決事項等を定める。  
(4) 正当決裁権者が不在の場合に決裁を行う代決権者を定める。  
(5) その他所要の規定の整備を行う。  
(6) 施行期日は、平成21年4月1日とする。